

整理番号	教委一条申－ 3
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局総務部学事課 (06-6208-9058)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市高等学校等奨学金の返還免除申請
概 要	教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が条例等に定める事由に該当する場合には、奨学金の全部または一部の返還を免除することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市高等学校等奨学金貸与条例（昭和63年大阪市条例7号）第9条（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市高等学校等奨学金貸与条例を廃止する条例（平成14年大阪市条例第48号）（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市高等学校等奨学金貸与条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧大阪市高等学校等奨学金貸与条例の一部を改正する条例（平成22年大阪市条例第62号）（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市高等学校等奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例（平成22年大阪市条例第54号）第2条 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市高等学校等奨学金貸与条例施行規則（昭和63年大阪市教育委員会規則第3号）第9条（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市高等学校等奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則（平成14年大阪市教育委員会規則第37号）（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市高等学校等奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧大阪市高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（平成22年大阪市教育委員会規則第50号）（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市高等学校等奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（平成22年大阪市教育委員会規則第49号）第2条（ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市高等学校等奨学金返還債務取扱要綱 （ https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000469042.html ）
審査基準	高等学校等奨学金の返還が免除されるのは、奨学金の貸与を受けた者が以下のいずれかに該当する場合です。 ・死亡したとき、心身に著しい障害を受けたとき（※1）その他やむを得ない事由（※2）により奨学金を返還できなくなったと認められるとき ・奨学金の貸与を受けた者の属する世帯（その者が父母と同居していない場合にあってはその者（その者が主として他人の収入により生計を維持する者である場合にあってはその者及びその父母））が教育委員会が定める所得の基準（※3）に該当することにより、奨学金の返還が著しく困難であると認められるとき ・返還の始期が平成14年3月31日以前である借受者のうち、同日以前において、借受者に対し奨学金の返還に充てるための費用を交付する事業で、本市がその必要性を認めて当該事業を行う者に対し補助金を交付するもの（教育長が定めるものに限る）において、当該補助金の交付の条件として本市が定めた返還費用の交付対象者の基準に適合し、返還費用の交付を受けたことがある者（交付基準に適合したが、前項の規定により奨学金の返還を免除されたことにより、返還費用の交付を受けなかった者を含む） ※1「心身に著しい障害を受けたとき」とは、次のいずれかに該当するときです。 （1）身体障害者手帳1級又は2級を所持するとき （2）大阪市療育手帳制度実施要綱に規定する療育手帳Aを所持するとき （3）精神障害者保健福祉手帳1級を所持するとき ※2「その他やむを得ない事由」とは、借受者の所在が3年以上継続して不明であって、所在不明となる前の住所、居所又は転居先と思われる地域等を管轄する市町村等への照会など必要な調査を行ってもその所在が不明であることをいいます。 ※3「教育委員会が定める所得の基準」とは、次のいずれかに該当するときです。（1）市民税所得割が非課税であるとき（2）申請日の属する年の1月1日において、前年（前年の所得が確認できない者については、前々年）の全所得が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍に相当する額以下であるとき
標準処理期間	約90日
経由日数	なし
提出先	教育委員会事務局総務部学事課
提出時期	随時
提出方法	持参又は郵送
手数料	なし
相談窓口	教育委員会事務局総務部学事課
ホームページ	
備 考	